

政策的随意契約による物品の調達について（契約後公告）

不動産取得税のしおりの作成・印刷について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月13日

福井県知事 石田 嵩人

1 随意契約した内容

- (1) 契約名称 「不動産取得税のしおり」の作成、印刷
- (2) 業務内容 「不動産取得税のしおり」の作成、印刷 7, 200部
- (3) 履行期間 令和8年5月8日から令和8年6月10日まで
- (4) 担当課及び履行箇所
住 所 福井市大手3丁目17番1号
担当課 福井県総務部税務課
電 話 0776-20-0257
- (5) 契約金額 356,400円

2 契約の相手方

社会福祉法人 たけふ福社会 たけふ福祉工場
理事長 宇野 晃成

3 契約年月日

令和8年5月8日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当課

住 所：福井市大手3丁目17番1号
所 属：福井県総務部税務課
連絡先：0776-20-0257